

2. 本日の論点【1】2023年度の接種について (5-2) 重症化リスクが高い者について

事務局案

- 2023年度の接種における重症化リスクが高い者は、
- ① **高齢者（65歳以上の者）**
 - ② **以下の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者**
- としてはどうか。

18歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性呼吸器疾患
2. 慢性心疾患
3. 慢性腎疾患
4. 神経疾患・神経筋疾患
5. 血液疾患
6. 糖尿病・代謝性疾患
7. 悪性腫瘍
8. 関節リウマチ・膠原病
9. 内分泌疾患
10. 消化器疾患・肝疾患等
11. 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
12. その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)(改正後イメージ)

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外から除かれる者)

第●条 令(注:予防接種法施行令)第●条に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 心臓に慢性の機能の障害を有する者
- 二 腎臓に慢性の機能の障害を有する者
- 三 呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- 四 肝臓に慢性の機能の障害を有する者
- 五 免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者
- 六 免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- 七 免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- 八 神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- 九 染色体に異常を有する者
- 十 血液疾患にかかっている者(十八歳以上であつて、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。)
- 十一 十八歳以上であつて、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
- 十二 十八歳以上であつて、睡眠時無呼吸症候群の患者
- 十三 十八歳以上であつて、重い精神疾患にかかっている者
- 十四 十八歳以上であつて、知的障害を有する者
- 十五 十八歳以上であつて、BMI(次の算式により算出した値をいう。)が三十以上である者

$$BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$
- 十六 十八歳未満であつて、代謝性疾患にかかっている者
- 十七 十八歳未満であつて、悪性腫瘍の患者
- 十八 十八歳未満であつて、膠原病の患者
- 十九 十八歳未満であつて、内分泌疾患にかかっている者
- 二十 十八歳未満であつて、消化器疾患にかかっている者
- 二十一 第一号から前号までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者

※赤字が改正箇所